

意見書（案）第23号

コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働く人たちへの緊急  
支援対策を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 嶋 崎 英 治  
賛成者                   "           大 城 美 幸

## コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働く人たちへの緊急支援対策を求める意見書

今、コロナ禍の中で全国各地の地域経済、働く人たちの暮らしが破壊の危機に瀕している。コロナ感染拡大防止のため、数次の不要不急の外出自粛が求められ、飲食店における休業・時短営業、大規模小売店舗の営業休止やイベントなどが中止せざるを得ない状況となるほか、鉄道・バス・タクシー等の公共交通の利用が大幅に減少している。さらには観光客の激減による観光業の衰退、建設関連やものづくり、芸術・文化を支えてきた職人なども大打撃を受け、働く人たちの暮らしもかつてない厳しい状況に追い込まれている。特に女性に至っては、育児・介護、生活困窮等様々な面でも追い詰められている。

コロナ感染症拡大による影響を受けた全ての人々に寄り添った幅広い対策が求められている。また、経済活動を維持し、再開していくためには、働く人たちの経済的困窮を食い止める最低賃金制度の改善が必須であり、同時に中小企業、個人事業主に対する直接的に負担を軽減する方策の推進など、実効性のある支援策が不可欠である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く求める。

### 記

- 1 地方創生臨時交付金のさらなる増額、大規模施設等協力金の地方負担分の軽減、即時対応特定経費交付金の期限撤廃・交付基準の引下げなど、機動的な追加対策をちゅうちょなく実施すること。
- 2 本年3月末で申込みが終了した、民間金融機関の実質無利子・無担保・無保証融資の申込再開及び償還・据置期間を延長すること。
- 3 持続化給付金や家賃支援給付金の再度の保障や要件緩和を行い、企業規模に応じた支援額の引上げを行うこと。
- 4 雇用調整助成金については業種や業況にかかわらず特例措置を行い、今後、段階的縮減を検討する際は、都道府県の意見を十分に聞くこと。
- 5 雇用情勢の深刻化を踏まえ、基金を創設し、緊急雇用創出事業に早期に取り組むなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。
- 6 引き続き適切かつ着実な最低賃金引上げを図るとともに中小企業、個人事業主に対して賃金引上げができる環境整備に努めること。
- 7 鉄道、バス、船舶、タクシー、レンタカーなどに対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。
- 8 困窮する女性を支援するため、雇用の安定に加え、育児・介護等の支援に取り

組むとともに、既存の枠組みへのアクセスが困難な女性が存在することから、公的な相談・ケア体制のさらなる強化に取り組むこと。

- 9 中小企業、個人事業主に対する、国税、地方税、各種保険料の減免や猶予等の措置を講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち